

農地法第51条第3項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について

令和8年4月7日

富山市長 藤井裕久

農地法第51条第1項により原状回復等の措置を講ずるよう命令を行った違反転用事案について、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったため、同条第3項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番等について公表します。

命令に係る違反転用に関する土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積
			登記簿	現況	
	富山市東老田	450番	畑	雑種地	3,980㎡
命令に係る違反転用の内容	農地法第4条第1項の規定に基づく許可を受けずに上記の農地を農地以外のものに転用し、機械置場として利用している。				
命令の内容等	命令を行った日	令和7年10月15日			
	履行期限	令和7年11月14日			
	命令を行った原状回復等の措置の内容	違反状態にある農地について、履行期限までに原状回復するよう命じた。			
命令を受けた者	農地に碎石等を敷きならして農機具置場として利用している者				